

地域医療への従事要件等が課されている 研修希望者を採用決定した医療機関への 対応について

現状と課題

- 各都道府県では、大学医学部に地域枠を設定し、地域医療に従事する強い意志を持った学生(地域枠学生)に対して修学資金を貸与し、将来、特定地域や特定診療科で一定期間従事することを条件に返済を免除している。
- 昨年7月26日の当部会では、地域枠に係る修学資金貸与の契約は、民法に基づく金銭貸借契約のため、従事要件の達成前に完済すれば契約解除(地域枠の離脱)は可能としても、**地域枠で入学した事実までが消滅するものではなく、地域の医師確保を目的とする地域枠制度の趣旨や入試の出願資格等に従事要件の確約等が含まれていることから、地域枠離脱者の道義的責任は残ること等が確認されたところ。**
- 当該部会での審議等に基づき、厚生労働省は、昨年8月20日付けで、臨床研修病院に対して、県や大学が地域枠の離脱を妥当と評価しているか十分に確認すること、**県や大学が地域枠離脱を妥当と評価していない場合には、趣旨に反した採用は望ましくないこと、等を周知する**通知文書を発出したところ。さらに、本年4月19日付けで、県や大学が離脱を妥当と評価していない研修希望者を採用した**臨床研修病院に対しては補助金を減額する旨等の**通知文書を発出したところ。
- しかしながら、平成30年度においては、都道府県の情報提供により策定した従事要件等が課されている地域枠の研修希望者のリスト等^(※1)に記載されていた**879名のうち9名が地域枠から離脱し、うち5名が県や大学が離脱を妥当と評価していないにもかかわらず従事要件等に合致しない他県の臨床研修病院に採用決定となった^(※2)**(昨年度は9名が従事要件等に反して採用決定)。

※1「臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について」(平成29年7月31日付医政医発第0731第1号)に基づく都道府県からの情報提供によって策定された従事要件等が課されている研修希望者一覧表。氏名、出身大学、従事要件等が記載されている。

※2「臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について」(平成29年7月31日付医政医発第0731第1号)に基づく報告による。

令和元年度開始の臨床研修における臨床研修期間中の地域医療への従事要件等が課されている研修希望者に係る採用結果

○ 地域枠離脱者9名のうち5名については都道府県が離脱を妥当と評価していない。

		地域枠制度利用者 879	
		臨床研修中に従事要件あり 861 (100%)	臨床研修中に従事要件なし 18 (100%)
従事要件に従って研修中		797 (92.6%)	18 (100%)
従事要件に従って研修していない		64 (7.4%)	0 (0%)
地域枠	地域枠離脱者	9 (1.0%) 国試不合格者 (1) 従事要件外で研修中 (7) <u>うち都道府県等が離脱を妥当と評価していないもの (5)</u> 離脱者であるが従事要件内で研修中 (1)	0 (0%)
	地域枠非離脱者	55 (6.4%) 国試不合格者 (37) 卒試不合格者 (2) 留年 (13) 既卒 (病気療養中) (1) 卒業保留 (1) 国試未受験 (1)	0 (0%)

従事要件等と研修プログラムに齟齬がある研修希望者を採用した医療機関への 対応方針に関する論点について(案)

資料3

<現状と課題>

- 各都道府県では、大学医学部に地域枠を設定し、地域医療に従事する強い意志を持った学生(地域枠学生)に対して奨学金を貸与し、将来、特定地域や特定診療科で一定期間従事することを条件に奨学金の返済を免除している。
- 厚生労働省としても、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないようにするために、各基幹型臨床研修病院に対して臨床研修期間中に地域医療への従事要件が課されている研修希望者のリストを送付し、従事要件等と研修プログラムに齟齬がある者については、採用希望順位の登録を行わないよう通知しており、従事要件等に反する研修医を採用している場合には、当該医療機関の補助金の減額や採用人数の減員を今後検討するとしているところ。
- しかしながら、平成29年度においては、臨床研修病院が従事要件と研修プログラムに齟齬がある地域枠の者に対して、採用希望順位の登録や二次募集等における採用試験を行い、最終的に採用となった事例が計9名存在した。これらは、マッチング採用希望順位の登録時や採用試験を行った時点では、奨学金を完済していない等により従事要件がかかっていたが、採用決定(マッチング結果発表)前後に奨学金を返済又は返済計画を策定するなどにより、地域枠に係る契約の破棄を行っていた。
- また、地域枠に係る契約は、民法に基づく金銭貸借契約のため、償還の意志があれば契約の破棄は可能であるが、地域枠で入学した事実までは抹消できず、地域の医師確保を目的とする地域枠制度の趣旨や入試の出願資格等に従事要件の確約等が含まれていることを鑑み、その道義的責任のあり方については検討すべきではないかといった指摘もある。

<論点>

- 地域枠で入学している者について、県や大学がその地域枠の従事要件からの離脱に合意していない場合には、地域枠制度の趣旨や地域医療の安定的確保を尊重する観点に鑑み、臨床研修病院等が趣旨に反した採用をすることは望ましくない旨を周知することについて、どう考えるか。
- 上記取り組みにも関わらず望ましくない者に対して、希望順位登録や二次募集等における採用を行った臨床研修病院については、医師臨床研修部会でのヒアリングを行った上で、必要に応じて、補助金の減額、採用人数の減員又は指定の取消しを検討することについて、どう考えるか。
- 地域枠の従事要件からの離脱が行われていない研修希望者に対し、臨床研修病院が誤って希望順位登録を行うことができないようシステム等改修を行うことについてどう考えるか。

臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について

(平成29年7月31日付医政医発0731第1号厚生労働省医政局医事課長通知)
(一部改正 平成30年8月20日)

地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の学生等が増加して来るため、基幹型臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際、その地域医療への従事要件等に配慮することについては、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成15年6月12日付け医政発第0612004号)において定めているところである。

本年7月26日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、地域枠の学生に係る従事要件等への配慮について、より適正を図る観点から、臨床研修制度における地域枠学生への対応が議論されたことを受け、臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、貴局管内の臨床研修病院に対し周知願いたい。

なお、引き続き、本通知が適正に運用されるよう、必要な施策を検討していく予定であることを申し添える。

記

- 1 臨床研修病院は、医師臨床研修マッチングの希望順位登録前若しくは採用決定前に研修希望者の臨床研修期間中の地域医療への従事要件等(以下「従事要件等」という。)を必ず確認すること。その際、該当する都道府県や大学が従事要件からの離脱を妥当なものと評価しているかの有無を十分に確認すること。
- 2 従事要件等が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出るものであること。
- 3 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上で医師臨床研修マッチングの希望順位登録を行うこと。なお、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がある場合には、希望順位登録を行わないこと。
- 4 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者の氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供すること。なお、臨床研修病院は、当該リストを研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- 5 臨床研修病院は、研修希望者の従事要件等に関して、該当する都道府県及び大学に照会することができること。その際、大学への照会は都道府県を経由して行うこと。なお、臨床研修病院は、当該照会により得た情報を研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- 6 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認すること。
- 7 地域枠で入学している者について、奨学金の返還の有無に関わらず、県や大学がその地域枠の従事要件からの離脱を妥当なものと評価していない場合には、地域枠制度の趣旨や地域医療の安定的確保を尊重する観点に鑑み、臨床研修病院等が趣旨に反した採用をすることは望ましくないこと。

医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて（抜粋）

（平成31年4月19日付医政医発0419第1号厚生労働省医政局医事課長通知）

標記について、平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の取扱いを以下のとおり行うこととしたので通知する。

ついては、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。

なお、この通知は平成31年4月1日から適用し、平成30年3月28日医政医発0328第3号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止することとする。

おって、平成30年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1～4 略

5 補助金を交付しないことがある場合の取扱いについて

（1）補助金の全部又は一部を交付しないことがある場合の具体的な事例

① 医事に関する犯罪又は不正行為

- ア 診療報酬の不正請求
- イ 補助事業の虚偽報告
- ウ 病院開設者の脱税行為 等

② 制度の適正な運営に支障があると認められる場合

- ア 臨床研修病院指定に当たっての虚偽の申請
- イ 研修医が関係する重大な医療ミス
- ウ 労働関係法令の重大な違反
- エ 研修プログラムに定められていない病院で研修医が診療に従事した場合

オ 臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について（平成29年7月31日付医事課長通知）の趣旨に反し、臨床研修期間中に他都道府県等において従事要件等が課されている研修希望者を採用した場合、及び従事要件等からの離脱者であって都道府県又は大学がその離脱を妥当なものとして評価していない研修希望者を採用した場合 等

（2）全額を交付しないことがある場合

臨床研修病院の指定取り消し又は指定取り消しに相当する場合に全額を交付しないものとする。

（3）その他

（2）以外の事案において、個々の事案の内容や病院の対応状況によって判断し、一部を交付しないものとする。

また、全額を交付しない場合の期間及び一部を交付しない場合の割合や期間については、事案毎に判断するものとする。

6 略

論点

- 現状の上述した取組みにも関わらず、県や大学に十分に確認することなく、**県や大学が地域枠離脱を妥当と評価していない研修希望者を採用決定した臨床研修病院に対して、当部会でヒアリングを行った上で、規定に則り医師臨床研修費補助金の減額等を行うことについて、どう考えるか。**
- **上記補助金の減額等に加えて、募集定員の減員^(※)又は臨床研修病院の指定の取消しを行うことについて、どう考えるか。**
- その他、対応すべき措置として、どのようなものがあるか。

※ 改正医師法（平成30年法律第79号）に基づき、令和2年度からは各臨床研修病院の募集定員設定は都道府県が行うこととなるが、例えば、国が都道府県毎の募集定員の上限設定の際に、他県の地域枠の研修希望者を採用した臨床研修病院の所在する都道府県の定員上限を減員する、などの対応が考えられる。